

4/12(日)

当日に投票できない方は
期日前投票のご利用を!

県知事・県議会議員選挙

投票時間 午前7時～午後8時
※下記の各投票所
開 票 午後9時～ 松田町体育館

松田町で投票できる方は、平成7年4月13日以前に生まれ、町内に住所を有する方で、各世帯に郵送された投票所入場券(封筒にハガキを同封)に記載されている投票所でしか投票できませんので、間違いのないようお願いします。住みよいまちづくりに向け、「あなたの一票」を忘れずに投票をお願いします。
【問い合わせ】
町選挙管理委員会
(総務課内) ☎(83)1221

〈期日前投票所〉

午前8時30分～午後8時
町役場1AB会議室
※県議会議員選挙の投票は4月4日(土)からになります。



〈投票所一覧〉

投票区	投票所	投票区域(自治会)
第1	町立公民館 展示ホール	河内・中丸・中央・仲町・ 谷戸
第2	松田小学校 家庭科教室	新松田・中沢・沢尻・谷津・ 宮前・かなん沢・中里・城山
第3	松田町体育館	町屋・店屋場・仲町屋
第4	神山地域 集会施設	神山・茶屋
第5	萱沼児童館	萱沼
第6	寄中学校 屋内運動場	弥勒寺・中山・大寺宮地 (宮地地区)
第7	宇津茂地域 集会施設	土佐原・宇津茂・ 大寺宮地(大寺地区)
第8	虫沢地域集会施設	虫沢田代
第9	湯の沢 児童センター	湯の沢

役場2階子育て健康課に事前にお申し込みいただくもの

- 任意予防接種
- ・高年齢者肺炎球菌ワクチン予防接種
接種費用 3,000円
- 【対象者】
・接種日に75歳以上で定期予防接種以外の方
・接種日に65歳以上75歳未満で内部障害1級の方
- 定期予防接種
- ・高年齢者肺炎球菌ワクチン予防接種
接種費用 3,000円
- 【対象者】
・65歳の方(S25:4:2)S26:4:1生
・70歳の方(S20:4:2)S21:4:1生
・75歳の方(S15:4:2)S16:4:1生
・80歳の方(S10:4:2)S11:4:1生
・85歳の方(S5:4:2)S6:4:1生
・90歳の方(T14:4:2)T15:4:1生
・95歳の方(T9:4:2)T10:4:1生
・100歳の方(T4:4:2)T5:4:1生

直接医療機関にお申し込みいただくもの

- 定期予防接種
- ・二種混合予防接種 接種費用 無料
- 【対象者】
11歳～13歳未満(標準的には小学校6年生)
- 【接種回数】1回
- ・日本脳炎予防接種 接種費用 無料
- 【対象者】
1期(2回接種) …… 生後6か月～90か月未満(標準的には3歳)
1期追加(1回接種) …… 生後6か月～90か月未満(標準的には4歳)
2期(1回接種) …… 9歳～13歳未満(標準的には小学校4年生)
- 任意予防接種
- ・風しんワクチン予防接種
- 【対象者】
・妊娠を希望している女性及びその配偶者・パートナー
・妊娠している女性の配偶者・パートナー
※次に該当する方は除きます
①麻疹風疹混合ワクチン及び風疹ワクチンを2回受けられた方
②麻疹に罹ったことのある方 ③妊娠中の方
- 【助成金(上限額)】
・麻疹風疹混合ワクチン(8,000円) ・風疹単体ワクチン(4,000円)
- 【助成回数】1人1回限り
- 【自己負担金】
接種費用から助成金を除いた金額を指定医療機関でお支払いください。
※接種費用は、医療機関により異なります

予防接種のご案内

接種場所
足柄上郡5町、南足柄市、小田原市内の医療機関で接種できます。詳しくはお問い合わせください。
※接種の際は医療機関に予約してください。【問い合わせ】子育て健康課健康づくり係 ☎(84)5544

軽自動車税 税率変更のお知らせ

【問い合わせ】税務課 町民税係 ☎(83)1224

広報まつだ平成27年1月号にて軽自動車税改正のお知らせをしましたが、その後の地方税法の改正により、軽自動車税の見直しが行われ、平成27年度及び平成28年度から軽自動車税の税率が変更されます。

1 原動機付自転車及び二輪車など

地方税法の改正にて、原動機付自転車及び二輪車などの見直しが延期され、平成28年度より、すべての原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪車の税率が次のとおり変更されます。



種 別	排気量	税率	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	三輪以上のもの(ミニカー)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

2 三輪及び四輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以降に取得する新車の三輪及び四輪以上の軽自動車の税率が引き上げられます。

平成28年度より、排出ガスや燃費の性能に優れた、環境への負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、賦課期日(毎年4月1日)に初度検査年月(注)から13年を経過した三輪及び四輪以上の軽自動車には重課税率が適用されます。ただし、動力源または内部機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車は除かれます。

種 別	税率		
	現行税率 (初度検査 H27.3.31以前)	新税率 (初度検査 H27.4.1以降)	重課税率 (平成28年度～)
軽自動車	三 輪		4,600円
	四輪以上	乗 用 自家用	12,900円
		乗 用 営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
営業用		4,500円	

注、自動車検査証の「初度検査年月日」欄に記載されています